

防府市参画及び協働の 推進に関する条例

(平成25年4月1日施行)

— みんなが主役のまちづくりのために —



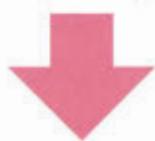
地方分権の進展と人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化によって、行政がこれまでのように一元的にまちづくりを担う時代から、市民のみなさんが主体的にまちづくりに関わり、行政と市民のみなさんとで役割と責任を分担しながら、連携・協力してその地域に合ったまちづくりを進めていくことが求められる時代になりました。

防府市では、平成21年10月に「防府市自治基本

条例」を制定し、参画と協働を基本としたまちづくりを行うことを定めています。「防府市参画及び協働の推進に関する条例」は、その「防府市自治基本条例」に基づき、参画と協働を進めるための具体的なルールを定めたものです。(平成24年9月制定)

まちづくりの主役である市民のみなさんの参画と協働によって、豊かで活力ある私たちのまち「防府」をつくっていきましょう。

市民等と行政と一緒にまちづくりに取り組むことが必要

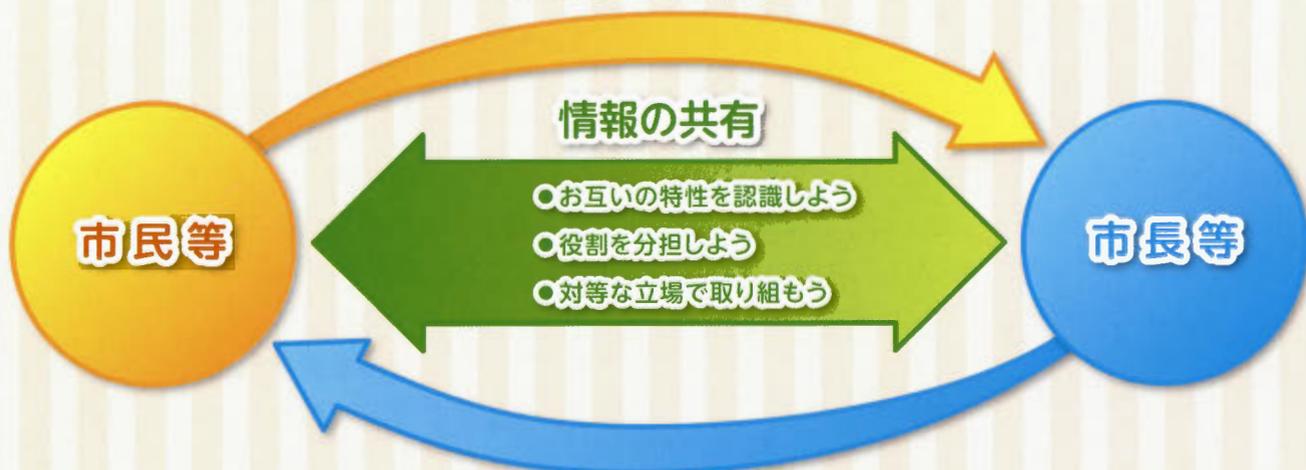


防府市参画及び協働の推進に関する条例

参画と協働を推進するためのルール（基本原則 第3条）

- ① 市民等は自らの意思で参画し協働しましょう
- ② 市長等は特に重要な条例や計画を作ったり変えたりするときは、広く市民等から意見を求めます
- ③ お互いの特性を認識し、それぞれの役割を分担しながら、対等の立場でまちづくりをしましょう
- ④ まちづくりに関する情報を共有しましょう

自らの意思で参画し協働しよう



重要な条例の制定、改廃
重要な計画の策定、変更

みんなが進める豊かで活力あるまちづくり

- 市内に住所を有する人
- 市内で働く人 ●市内で学ぶ人
- 市内で事業活動その他の活動を行う人や団体

市民等

役割

- 地域社会の一員としてまちづくりに関心を持つ
- お互いの意見や立場を尊重して市全体の利益を考える

自治会・町内会
地区社会福祉協議会
老人クラブ
子ども会等

- 主体的に地域の課題解決等に取組む
- 良好な地域づくりに寄与する



NPO
ボランティア等

- 市民活動の社会的意義を認識する
- 知識や専門性を活かし、地域の課題解決等に取組む



企業
個人事業主等

- 社会的責任と役割を認識する
- 地域社会との調和を図る



まずは自分のまちに関心を持たなくちゃ

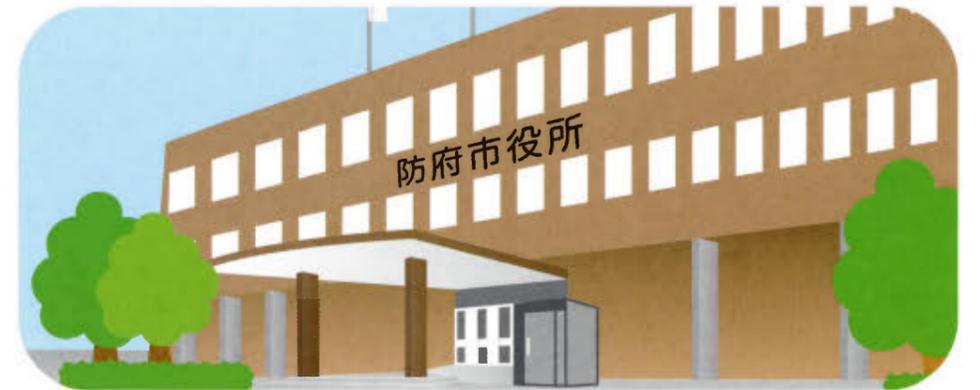
みんなが幸せに暮らせるまちにしたいね

- 市長その他の執行機関
(一般に行政と言われるもの)

市長等

役割

- 参画と協働の機会を積極的に設ける
- 参画と協働を推進するための環境を整備する
- 市政に関する情報を積極的にわかりやすく提供する
- 参画と協働についての啓発に努める



その他の執行機関

- 教育委員会
- 選挙管理委員会
- 固定資産評価審査委員会
- 消防長
- 公平委員会
- 農業委員会
- 監査委員
- 上下水道事業管理者

参画

政策の形成、実施、評価の各過程に自主的に関わること

対等

協働

市民等と市長等が、それぞれの役割と責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むこと

市内で事業活動その他の活動を行う人や団体

地域コミュニティ …… 地域の暮らしを良くするために自主的に作られた地域の組織や団体

市民活動団体 …… 営利を目的とせず、市民や地域のために活動する団体

事業者 …… 営利を目的とする事業を行う人や団体

みんなで知恵と資源を出し合うと、課題の解決につながりやすいわね

協働を進めやすい環境をつくるのが重要だね

協働を進めるために市長等が行うこと

- 協働事業提案制度の整備
- 人材の育成
- 活動の支援

参画

参画の対象(第9条)

- 総合計画その他政策の基本的な事項を定める計画等の策定や変更
- 市政運営や市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項を含む条例の制定や改廃
- 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定又は変更

参画の手法(第10条)

- 素案の公表 → 意見の募集 → 検討・意思決定 → 結果の公表
- パブリックコメント
 - 審議会等(審議会、委員会、協議会等)
 - 意識調査(アンケート)
 - 公聴会等(公聴会、意見交換会、説明会等)
 - ワークショップ

協働

お互いの特性を理解し、対等な立場で相互に補い合いながら取り組む

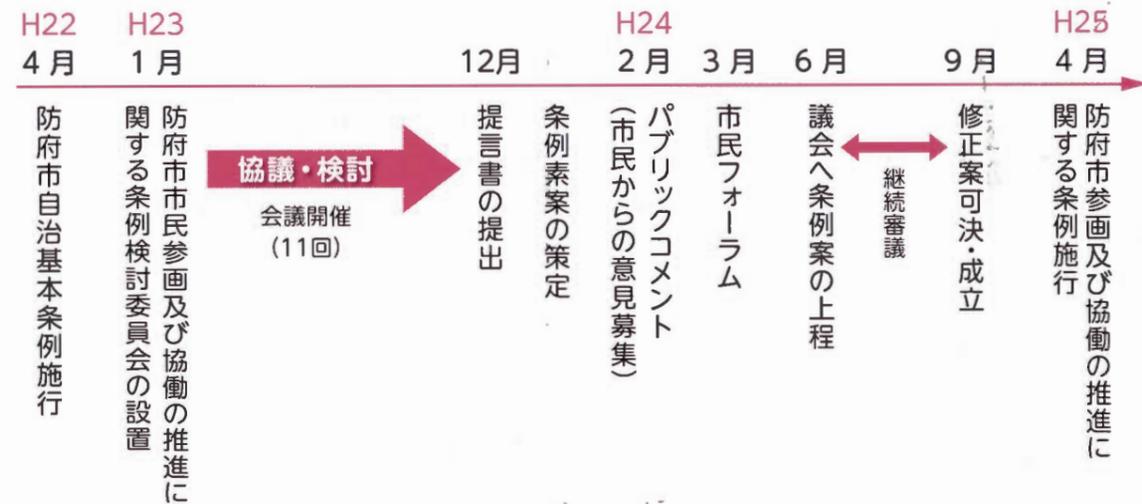
市民等と行政との協働の領域

市民等の領域		市民等と行政との協働の領域			市長等の領域
市民等主体 市民等の責任と主体性によって独自に行う	市民等主導 市民等の主導のもとに、市長等の協力によって行う	市民等・市長等対等 市民等と市長等のそれぞれの主体性のもとに、連携・協力して行う	市長等主導 市長等の主導のもとに、市民等の協力によって行う	市長等主体 市長等の責任と主体性によって独自に行う	

協働の実例

協働事業	事業概要	行政との協働の担い手
廃棄物資源化制度	自主的な資源ごみの回収活動	自治会ほか
公園の管理	地域の公園の維持・管理	自治会・愛護会ほか
ボランティア・協働情報誌	「まなぼらさぼーと」の編集・発行	社会福祉協議会 市民活動支援センター
愛情防府フリーマーケット	フリーマーケット実行委員会の運営	商工会議所・商店街・NPO・企業ほか
防府読売マラソン	読売マラソンの運営	体育協会・市民・自治会・企業ほか
レジ袋削減	買い物袋持参運動 市内事業所等におけるレジ袋無料配布の中止	消費者団体 市内スーパー事業所
ファミリーサポートセンター	会員同士の子育て支援事業 (ファミリーサポートセンター)の運営	NPO

「防府市参画及び協働の推進に関する条例」制定までの経緯



☆防府市市民参画及び協働の推進に関する条例検討委員会

この条例の素案の策定に当たり、市民のみならず市民からの意見を反映するために、公募委員を含む14名の委員で構成された委員会を設置しました。

この委員会では、条例素案に盛り込む内容について協議・検討を行い、その結果を条例骨子(案)にまとめ、提言書として市長に提出しました。

防府市参画及び協働の推進に関する条例の概要

第1章 総則 (第1条-第3条)	●目的 ●定義 ●基本原則
第2章 役割 (第4条-第8条)	●市民等の役割 ●地域コミュニティの役割 ●市民活動団体の役割 ●事業者の役割 ●市長等の役割
第3章 参画 (第9条-第15条)	●参画の対象 ●参画の手法 ●参画の手法の実施 ●公表の方法 ●パブリックコメント ●審議会等の設置及び運営 ●その他の参画の手法に関する取扱い
第4章 協働 (第16条-第19条)	●協働の推進 ●協働による事業の提案 ●人材の育成 ●活動の支援
第5章 参画及び協働の推進に関する協議会 (第20条)	●参画及び協働の推進に関する協議会の設置
第6章 雑則 (第21条)	●委任

お問合せ先

〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 市民活動推進課
電話 0835-25-2253 Eメール suishin@city.hofu.yamaguchi.jp